

確定申告の準備（所得計算）を済ませて、申告相談会場へ！！



2017年2月6日（月）発行

No.219

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

中小業者国会総行動 消費税増税ストツプを！！



豊田次長は、港民商の役員、小川さん、川合さんと

した。
風もなく穏やかな日差しの下、元氣よく、沿道の都民にアピールしました。
国会では9班に分かれ、地元選出の国会議員に要請文を手渡し、要請を行いました。

1月26日（木）、中小業者国会総行動に名古屋北部民商から、豊田事務局次長が参加しました。愛知からは11民商・県連から32名が参加しました。

所得税 & 消費税の 申告学習会のお知らせ

今年も確定申告のシーズンがやってきました。下記の日程で学習会を開催します。
必ず参加しましょう。

所得税の申告学習会

2月 7日（火）夜7時～民商事務所

消費税の申告学習会

2月 14日（火）夜7時～民商事務所

一緒に回り、衆議院第2議員会館の5名を訪問しましたが、江崎議員（10区・自民）は不在のため会えませんでした。熊田議員（1区・自民）、古川議員（2区・自民）、古本議員（11区・民進）、青山議員（比叡・自民）は、いずれも秘書が対応し、地元の中小業者の厳しい現状を訴え、消費税増税ストツプなどを要請しました。

（不動産、株式などの）譲渡所得 住宅取得特別控除の申告などの 特別相談会のお知らせ

平成28年中に不動産や株式を売却された方は所得税の確定申告と併せて「譲渡所得等」の確定申告をしなければなりません。

また、平成28年中に住宅を購入した方で「住宅取得特別控除」の適用を受ける場合は、確定申告が必要です。

「特別相談会」を開催します。事前に予約の上、ご参加ください。

2月16日（木）、17日（金）
午前10時～12時、
午後1時～4時
民商事務所・3階

減ってしまった。元凶は消費税なので、増税ストツプの声をあげて欲しい」と要請しました。

議員要請後、国会前集会
が開催され、全国から10万筆以上の署名が寄せられたことが報告されました。
名古屋北部民商からも、消費税増税中止署名など

「何でも相談会」を開催します

下記の日程・会場で『何でも相談会』を開催します。決算や申告・資金繰り・税金滞納など、知り合いの業者に声をかけて、一緒にご参加ください。事前に民商 ☎915-8111 までご連絡ください。2月3日（金）の中日新聞に折込チラシが入っています。

2月12日（日）

- ① 午前10時～11時30分
西生涯学習センター・第3集会室
- ② 午後1時30分～3時
楠地区会館・第1集会室
- ③ 午後5時30分～7時
守山生涯学習センター・第5集会室

15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。

会費の集金は15日80%、月末100%になるようご理解、ご協力を！！